

**平成28年度第2回霧島市公共施設マネジメント計画推進委員会 会議要旨**

開催日時	平成29年3月21日（火）午後1時から午後3時
開催場所	国分シビックセンター議会棟3階 第一委員会室
出席委員	南委員長、津曲委員、山口委員、新田委員、有村委員、田部委員、武藤委員、池田委員
事務局	池田財産管理課長、三善財産活用グループ長、猪俣財産活用グループ主査、坂元財産活用グループ主査
公開・一部非公開 又は非公開の別	公開
傍聴人数	0人
<p>協議内容等</p> <p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>（1） 公共施設マネジメントに係る譲渡の取組みについて</p> <p>（2） 平成28年度の実績見込みと今後の取組みについて</p> <p>4 その他</p>	
<p>協議における主な意見等の概要及び事務局からの回答</p> <p>●委員長あいさつ</p> <p>先日、イギリスのロンドンにおいてPFIで建設された小学校の視察を行ってきた。民間が施設を建設した後も建物を所有し、自治体が借りる方式であるため自治体は施設を所有していない。民間は施設を最大限活用し収益を上げるため、学校終了後は出入口を限定し、各種教室の主催者へ場所を提供している。多くの人が利用することで、コミュニティセンター的な使われ方をしていた。</p> <p>霧島市は早い段階で計画を策定し、全国に先駆けて2年ほど進んでいると思う。ただ、日本全国的にそうだが、まだ施設にこだわっている。これからは、施設重視から機能重視に変わっていくだろう。</p> <p>今後10年程ですますます財政は厳しくなり生産年齢人口も減少する。今のうちにしっかりと運営計画を立てて、最小限の施設で最大に活用できる方法を考えなければならない。</p> <p>●議事</p> <p>（1） 公共施設マネジメントに係る譲渡の取組みについて</p> <p>配布資料に基づき事務局が説明（P2～P20）</p> <p>霧島市公共施設管理計画の目標数値に達していない分については、引き続き前倒し可能な施設を検討していく。</p> <p>福山中学校は、第1期（前期）の対象施設には含めていなかったが、平成29年3月をもって閉校、先日記念式典も行われたことから、将来更新費用の試算からは今後除外</p>	

することとなる。

委 福山中学校は、今後の活用について検討するとあるが、活用すれば面積が減らないのではないか。学校跡地活用の要望はよくあるが、結果的に面積、維持管理費が増えることがあるため余分に費用がかかることは避けたい。

事 譲渡も含めた活用という意味である。また、閉校に伴い、これまで福山中学校の体育館を利用されていた団体へは、今後福山小学校の体育館を利用していただくようお願いした。

委 保育園の民営化に応募がなかった理由は何か。また、待機児童の状況はどれくらいか。

事 園庭面積が狭いため将来の建替えが難しいことなど、さまざまな理由で応募がなかった。市全体としては待機児童がいるようなので、施設としては譲渡しても運営可能であると思う。

委 そうなると、公立保育園が廃止になる可能性もあるのか。

事 現在は、施設の譲渡で民営化を進めているが 施設は民間で整備し運営権（園児定数）だけを譲渡する方法も検討していくと聞いている。

委 土地も含めた譲渡なのか。

事 引き続き保育園を運営するという条件で、建物は無償譲渡、土地のみを有償で譲渡している。

委 企業連携型保育所の整備を希望される場合にも公立保育園の譲渡は該当するのか。他の一般企業からも児童を引き受けられる新しい制度であり、待機児童を減らすためにも活用していただきたい。

事 民営化を予定している保育園は、定員60名、90名の規模であるため、引き続き保育園を運営していただくことを考えている。企業連携の場合小さいものになるのではないかと考える。別途担当課に意見を伝達する。

委 市が施設を所有していると委託等の事務処理に係る間接コストも相当かかるため、譲渡と合わせて管理経費等を交付金で支出することも1つの方法であると考えます。

委 中高層の市営住宅は譲渡が難しいようであるが、民間委託や指定管理などではないのか。

事 指定管理は過去に議会で否決された経緯もあるが、担当課では引き続き検討を行っている。

委 入居のない古い住宅については、早急に解体できないのか。

事 取り壊す場合も、国の補助金を活用できる。活用しなければ一般財源で全額負担する

ことになるため、有利な財源の中で順次解体を行っている。

【委】 施設点検マニュアルは指定管理の施設まで含めるべきである。また、いつ、誰が点検を行うのか、使用禁止（改修は行わず、いずれは除却）するための判断等の基準を明確化する必要があると思う。

【事】 建築技師の職員が少ないため、まずは一般の事務職員でも確認できるようなマニュアルにしたい。そこで異常が見つかった場合は、建築技師への確認や専門業者への委託による診断を行い、使用禁止から廃止という手順で進めていきたい。なお、指定管理施設についても対象施設に含める。

【委】 点検マニュアルを独自に作成している自治体はいくつかあり、（一財）建築保全センターも雛形をまとめているので技師がいなくても実施は可能であるので、早急に取り組むべきである。併せて附帯設備、稼動状況、維持管理のコストを把握しながら客観的に判断していく必要がある。老朽化の著しい施設については、事故等にもつながるため専門家の目で見ることが重要である。

## （２）平成２８年度の実績見込みと今後の取組みについて

配布資料に基づき事務局が説明（P 2 1～P 2 2）

【委】 施設の統廃合が最終的な目標だが、現実には総論賛成各論反対で難しい。職員は市全体の財政状況、施設のあり方を見ながら考えることが必要である。今後も市の職員に対する様々な研修を継続的に取り組んでほしい。

【委】 座談会を実施した結果はどうか。

【事】 今後大規模改修、建替えを行わない施設については丁寧に説明をしている。譲渡に係る施設は、維持管理費等に対する補助金等の手立てを考えてほしいという意見や、使用頻度の低い施設について地域から除却の要望が出た。

配布資料

●平成２８年度第２回 霧島市公共施設マネジメント計画推進委員会資料